

【中小企業等経営強化法】 先端設備等導入計画変更申請のご案内

令和5(2023)年4月版(足利市)

**【重要】この支援制度は、令和5年3月31日までに導入された設備が対象です。
令和5年4月1日以降に導入する設備につきましては、【新】支援制度となります。
【重要】旧支援制度の新規受付は終了しました。**

1. 変更申請について

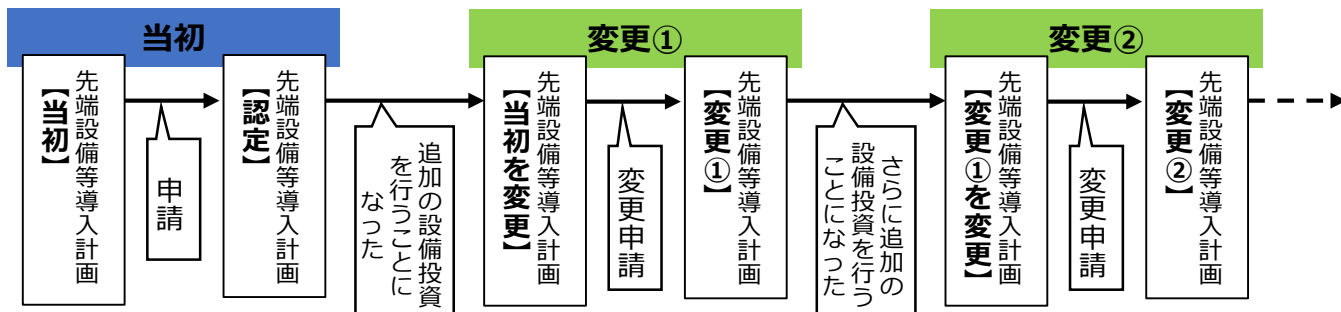
(1) 先端設備等導入計画の取扱い

中小企業者等が策定する先端設備等導入計画は、**原則として会社単位**とされており、1つの中小企業等が策定できる先端設備等導入計画は1件という考え方になります。

※設備投資計画単位で、労働生産性の現状値と目標値の算出が可能な場合には、投資計画単位でも構わないとされています。

すでに足利市の認定証を所有する中小企業者等が、先端設備等導入計画の内容を見直して追加の設備投資を行うこととなった場合は、設備を追加する毎に先端設備等導入計画の変更申請を行うことで、各種支援措置を受けられるようになります。

※下図のように**1つの先端設備等導入計画の変更申請を繰り返すこと**となります。



(2) 変更申請の概要

①認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る「先端設備等導入計画」を②変更しようとするときは、その認定をした市区町村の変更認定を受けなければなりません。

先端設備等導入計画の諸条件や税制支援制度については、変更の前後に関わらず同様の要件となります。

なお、第53条第1項の認定基準に照らし、認定を受けた「先端設備等導入計画」の趣旨を変えないような③軽微な変更であった場合、変更申請は不要です。

① 認定を受けた中小事業者等とは？

足利市長が交付した「先端設備等導入計画に係る認定証」若しくは「先端設備等導入計画の変更に係る認定証」を所有している方です。

② 変更しようとするときは？

既に先端設備等導入計画に記載のある設備であり、かつ、**令和5年1月1日から令和5年3月31日の期間に導入された設備**のうち、**設備名称や品番等に変更がある場合は、変更申請を提出していただく必要があります。**

③ 軽微な変更とは？

認定を受けた「先端設備等導入計画」の趣旨が変わらない変更であり、以下に例示するような場合は、軽微な変更と認め、変更申請の提出は不要です。

- ・設備の取得金額や、資金調達額の若干の変更
- ・法人の代表者の交代
- ・設備導入時期の若干の変更（同年中に限る。）

2. 支援措置について

(1) 税制支援

①中小事業者等が、②適用期間内に、足利市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が**3年間ゼロ**に軽減されます。

① 中小事業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が**1億円以下の法人**
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ※その他諸条件有

② 適用期間とは？

「生産性向上特別措置法」の施行日から
令和5（2023）年3月31日までの期間

税制支援を受けるためには、**令和5（2023）年3月31日までに設備を導入する必要があります。**

3. 変更申請書の提出

(1) 申請書類

- ① 変更に係る認定申請書（原本）【国の指定様式あり】
- ② 変更後の先端設備等導入計画【国の指定様式あり】
- ③ 変更認定申請に係る添付書類【指定様式あり】
- ④ 経営革新等支援機関による事前確認書（**変更後のもの**）【国の指定様式あり】
- ⑤ 旧先端設備等導入計画の写し（**直前に認定を受けたもの**）
- ⑥ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、210円分の切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

税制支援の対象となる設備を含む場合

上記①～⑥に加え以下の書類

- ⑦ 工業会証明書（写し）【工業会別の様式あり】
- ⑧ **変更後の**先端設備等に係る誓約書（⑦の追加提出を行う場合）【国の指定様式あり】

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑨⑩も必要です。

- ⑨ リース契約見積書（写し）
- ⑩ リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）

(2) 申請先・申請方法

【申請先】足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当

【申請方法】持参のみ（申請書類の内容について説明の出来る方がお持ちください）

※申請書の受付は、随時行っております。

【重要】申請の前に、申請書類の事前確認を行ってください。※事前確認の受付は、メールでもご対応いたします。

【重要】この支援制度は、令和5年3月31日までに導入された設備が対象です。

令和5年4月1日以降に導入する設備につきましては、【新】支援制度となります。

【重要】旧支援制度の新規受付は終了しました。

<問い合わせ先>

足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当

〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館1階）

電話：0284-20-2110 FAX：0284-20-2259

E-mail:kougyou@city.ashikaga.lg.jp